

厚生労働省からの報道発表資料（抜粋）

- 放射能汚染された食品の取り扱いについて（福島原子力発電所事故関連）
P 1
- 原子力災害現地対策本部から送付された水道中の放射性物質に関する情報について
P 5
- 福島県（飯館村）における水道水中の放射性物質の検出について
P 6
- 福島県（飯館村含む）における水道中の放射性物質に関する情報について（第2報）
P 8
- 福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について（福島原子力発電所事故関連）
P 11
- 食品中の放射能検査結果について（福島原子力発電所事故関連）
P 14
- 食品中の放射能検査結果について（第2報）（福島原子力発電所事故関連）
P 23
- 食品中の放射能検査結果について（福島原子力発電所事故関連）
P 34
- 食品中の放射性物質の検査結果について（第2報）（福島原子力発電所事故関連）
P 39

平成23年3月17日
医薬食品局食品安全部
企画情報課 課長 吉野、佐久間(2441, 2448)
基準審査課 課長 森口、渡、内海(2481, 2484, 4280)
監視安全課 課長 加地、大原、今村(2471, 4241, 4242)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2326, 2341, 2337

報道関係者各位

放射能汚染された食品の取り扱いについて (福島原子力発電所事故関連)

・平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射能が検出されています。このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることないよう対応することとし、別紙のとおり各自治体に通知しました。

- [別紙\(PDF:133KB\)](#)
- [English\(press release\)\(PDF:176KB\)](#)
- [English\(separate sheet\)\(PDF:101KB\)](#)
- [平成14年5月8日付け事務連絡\(PDF:61KB\)](#)
- [マニュアル\(PDF:398KB\)](#)

<参考1>食品衛生法第1条

第1条

この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

<参考2>食品衛生法第6条第2号(抜粋)

第6条

次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 2 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある

もの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合
においては、この限りでない。

別紙

食安発0317第3号
平成23年3月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 (注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
肉・卵・魚・その他		
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
肉・卵・魚・その他		
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴¹ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴³ Am, ²⁴⁴ Cm, ²⁴⁵ Cm, ²⁴⁶ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
肉・卵・魚・その他		

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない
よう指導すること。

平成23年3月19日
健康局水道課
水道水質管理室 橋口、森谷、古林
(直通番号) 03(3595)2368

原子力災害現地対策本部から送付された水道中の放射性物質に関する情報について

報道関係者 各位

原子力災害現地対策本部より、水道中の放射性物質に関する情報を入手しましたので、お知らせいたします。

1 水道中の放射性物質について

福島県の原子力センター福島支所において測定された水道中の放射性物質に関する情報(別添)を入手しました。このうち、川俣町の水道中のヨウ素-131については、3月17日に原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」付近の308 Bq/kgが検出されましたが、翌18日には155 Bq/kg、さらに19日には123 Bq/kgと大幅に低下し、指標値を下回っています。それ以外の場所のデータについては、2けた以下の値となっています。

今後とも、水道のデータを入手し、それに基づき適切に対処してまいります。

2 調査方法の詳細について

採水地点、測定、分析方法等、調査方法の詳細については、原子力災害現地対策本部にお問い合わせください。

○原子力災害現地対策本部(広報班)
電話番号:024-521-7837

(参考)原子力安全委員会が定めた飲食物の摂取制限に関する指標
放射性ヨウ素(飲料水)300 Bq(ベクレル)/kg

平成23年3月21日
健康局水道課
水道水質管理室 樋口、森谷、古林
(直通番号) 03(3595)2368

福島県(飯館村)における水道水中の放射性物質の検出について

報道関係者 各位

福島県飯館村の水道水から放射性物質が検出されましたので、お知らせいたします。

3月20日、福島県の原子力センター福島支所によって測定された福島県飯館村の飯館簡易水道の水道水中から、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超過する965Bq(ベクレル)/kgの放射性ヨウ素が検出されました(別添)。

この検査結果を受け、厚生労働省は、同日、福島県を通じて飯館村に対し、飯館村の飯館簡易水道を利用する住民に飲用を控えるよう広報するよう要請しました。

※ なお、この測定値の水道水を一時的に飲用しても直ちに健康に影響は生じなく、代替飲用水がない場合には飲用しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。

(参考1)原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標

放射性ヨウ素(飲料水)300 Bq(ベクレル)/kg

(注)「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告した放射線防護の基準(放射線ヨウ素は実効線量30ミリシーベルト/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。

(参考2)「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」(平成23年3月19日付け健水発0319第1号)

○原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、

- 1) 指標を超えるものは飲用を控えること
- 2) 生活用水としての利用には問題がないこと
- 3) 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部長及び水道事業者に対して通知。

○ 別添(PDF:93.7KB)

(別添)

水道事業名	取水施設名称	取水施設の所在地	源水の種類	採取年月日	採取日時
飯館村簡易水道事業	滝下浄水場(滝下川)	飯橋字滝下地内	表流水	2011年3月20日	12:30

		核 種 濃 度											
単位	⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁸ Co	⁵⁹ Fe	⁶⁰ Co	⁹⁵ Zr	⁹⁵ Nb	¹⁰⁶ Ru	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	¹⁴⁴ Ce	¹³¹ I	¹³² I
Bq/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	965	153

※有効数字3桁とする

平成21年3月21日
健康局水運課
水道水質管理室 橋口、森谷、吉林
(直通番号) 03(3595)2368

報道関係者各位

福島県(飯館村含む)における水道中の放射性物質に関する情報について(第2報)

福島県(飯館村含む)における水道水の放射性物質に関する情報を入手しましたので、お知らせいたします。

3月21日、福島県の原子力センター福島支所によって測定された福島県飯館村の飯館簡易水道(別添1)、川俣町を含む県内7箇所(別添2)における水道水中の放射線物質に関する情報を入手しましたのでお知らせいたします。

飯館簡易水道においては、放射性ヨウ素が $965\text{Bq(ベクレル)}/\text{kg}$ (3月20日12時半時点)から $492\text{Bq}/\text{kg}$ (3月21日8時半時点)に下がっております。

また、川俣町を含む7箇所については、3月19日に公表した測定結果に一部追加したものであり、3月17日の川俣町(公表済み)を除き、全て「**飲食物摂取制限に関する指標値**」(参考1)を下回っております。

なお、この指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低く、代替飲用水が確保できない場合には飲用しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。

今後とも、福島県に対して適切な対応を要請する(参考2)とともに、福島県の水道水に関する測定データを入手し、それに基づき適切に対応してまいります。

(参考1)原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

放射性ヨウ素(飲料水) $300\text{Bq(ベクレル)}/\text{kg}$

(注)「**飲食物摂取制限に関する指標**」の考え方

原子力安全委員会により、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告した放射線防護の基準(放射性ヨウ素は実効線量 50mSv シーベルト/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。

(参考2)「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」(平成23年3月10日付け健水発0319第1号)

○原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「**飲食物摂取制限に関する指標**」を超過した場合の水道の対応について。

- 1) 指標を超えるものは飲用を控えること
 - 2) 生活用水としての利用には問題がないこと
 - 3) 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部長及び水道事業者に対して通知。

● [別添1\(PDF:39.8KB\)](#)

● [別添2\(PDF:53.7KB\)](#)

(別添1)

水道事業名	取水施設名称	取水施設の所在地	原水の種類
飯館村簡易水道事業	滝下浄水場(滝下川)	飯樋字滝下地内	表流水

有効数字3桁

採取年月日	採取日時	単位	核 種 濃 度														
			⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁶ Co	⁵⁹ Fe	⁶⁰ Co	⁹⁵ Zr	⁹⁵ Nb	¹⁰⁶ Ru	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	¹⁴⁴ Ce	¹³¹ I	¹³² I		
2011年3月20日	12:30	Bq/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	965	153
2011年3月21日	8:30		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	492	54.1

※下線部が前回公表(3月20日)からの追加

平成23年3月10日
医薬食品局食品安全部企画情報課
監視安全課
(担当・内線) 企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
監視安全課長 加地(2471)
大原、今村(4241、4242)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話電話) 03(3595)2326、2337

報道関係者各位

福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定 規制値を超過した放射能が検出された件について (福島原子力発電所事故関連)

・福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出されたとの情報を入手しましたので、お知らせいたします。

1. 福島県産食品について

福島県の原子力センター福島支所の緊急時モニタリングにおいて、食品衛生法上の暫定規制値を超える原乳が発見されたとの情報(別添1)を入手いたしました。このため、厚生労働省において、福島県の衛生部局に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法に基づき当該検体の入手先、同一ロットの流通先の調査、販売の禁止等必要な措置を講ずるよう依頼を行いました。

2. 茨城県産食品について

茨城県より別添2の通り、報道発表したとの連絡がありました。

- [\(別添1\)\(PDF:KB\)](#)
- [\(別添2\)\(PDF:KB\)](#)

緊急モニタリング検査結果について(福島県・原乳)

場所	採取日時	試料の種類	測定結果			備考
			ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.16 14:25(1回目)	原乳	119	検出せず	18.4	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.17 6:00(2回目)	原乳	159	検出せず	検出せず	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.18 6:00(3回目)	原乳	137	検出せず	検出せず	

○参考

「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」「飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標※」
 ヨウ素-131: 300Bq/kg以上、セシウム: 200Bq/kg以上、ウラン: 20Bq/kg以上、 α

ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム): 1Bq/kg以上、

※食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同様。

(ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳には100 Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。)

分析結果：県環境放射線監視センター 3/19

(3/18 採取分)

市町村	品目	放射能濃度 (Bq/kg)	
		上段：放射性ヨウ素	下段：放射性セシウム
高萩市	ネギ	201	7
		<u>15,020</u>	<u>524</u>
	ホウレンソウ	497	8
		<u>14,500</u>	<u>359</u>
日立市	ネギ	114	8
		<u>8,830</u>	<u>374</u>
	ホウレンソウ	601	5
		<u>6,100</u>	<u>478</u>
常陸太田市	ネギ	686	5
		<u>9,840</u>	<u>233</u>
	ホウレンソウ	578	8
		<u>8,420</u>	<u>140</u>
常陸大宮市	ネギ	601	5
		<u>6,100</u>	<u>478</u>
	ホウレンソウ	686	5
		<u>9,840</u>	<u>233</u>
大子町	ネギ	686	5
		<u>9,840</u>	<u>233</u>
	ホウレンソウ	578	8
		<u>8,420</u>	<u>140</u>
東海村	ネギ	686	5
		<u>9,840</u>	<u>233</u>
	ホウレンソウ	578	8
		<u>8,420</u>	<u>140</u>
ひたちなか市	ネギ	686	5
		<u>9,840</u>	<u>233</u>
	ホウレンソウ	578	8
		<u>8,420</u>	<u>140</u>

※暫定規制値 放射性ヨウ素 (I-131) 2,000Bq/kg
 放射性セシウム (Cs-134, 136, 137) 500Bq/kg

注：アンダーラインは、基準値を超えたもの。

平成23年3月20日
医薬食品局食品安全部企画情報課
監視安全課
〈担当・内線〉 企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
監視安全課長 加地(2471)
大原、今村(4241, 4242)
〈電話代表〉 03(5253)1111
〈電話電話〉 03(3595)2326, 2337

報道関係者各位

食品中の放射能検査結果について (福島原子力発電所事故関連)

・食品中の放射能検査が行われ、その結果について別添のとおり情報を入手しましたので、お知らせいたします。

1. 緊急時モニタリングの検査結果について(福島県産原乳)

福島県での緊急時モニタリングにおいて、食品衛生法上の暫定規制値を超える原乳が発見されたとの情報(別添1)を入手いたしました。

2. 自治体が公表した放射能検査の結果

茨城県及び新潟県より、別添2、別添3、別添4の通り、報道発表したとの連絡がありました。

別添2:茨城県公表資料(本日11時公表分)

別添3:新潟県公表資料

別添4:茨城県公表資料(本日16時30分公表分)

- [\(別添1\) \(PDF:75KB\)](#)
- [\(別添2\) \(PDF:40KB\)](#)
- [\(別添3\) \(PDF:65KB\)](#)
- [\(別添4\) \(PDF:74KB\)](#)

緊急モニタリング検査結果について(福島県・原乳)

場所	採取日時	試料の種類	測定結果	
			放射性ヨウ素 37品中 300Bq/kgを超えるもの4品	放射性セシウム 37品中 200Bq/kgを超えるもの1品
福島県福島市	H23.3.19	原乳	ヨウ素-131 (Bq/kg) 61	セシウム-137 (Bq/kg) 検出せず
福島県郡山市	H23.3.19	原乳	30	検出せず
福島県いわき市	H23.3.19	原乳	650	6.6
福島県白河市	H23.3.19	原乳	220	検出せず
福島県須賀川市	H23.3.19	原乳	18	検出せず
福島県喜多方市	H23.3.19	原乳	96	検出せず
福島県相馬市	H23.3.19	原乳	42	検出せず
福島県二本松市	H23.3.19	原乳	60	検出せず
福島県田村市	H23.3.19	原乳	130	検出せず
福島県南相馬市	H23.3.19	原乳	140	24
				26

福島県伊達市	H23.3.19	原乳	300	5.5	7.1
福島県本宮市	H23.3.19	原乳	300	検出せず	検出せず
福島県伊達郡国見町	H23.3.19	原乳		1.3	2.3
福島県相馬郡川俣町	H23.3.19	原乳	130	5.4	4.2
福島県安達郡大玉村	H23.3.19	原乳	11	検出せず	検出せず
福島県岩手郡鏡石町	H23.3.19	原乳	77	検出せず	検出せず
福島県南会津郡南会津町	H23.3.19	原乳	検出せず	検出せず	検出せず
福島県南会津郡下郷町	H23.3.19	原乳	14	検出せず	検出せず
福島県耶麻郡藤井町	H23.3.19	原乳	検出せず	検出せず	検出せず
福島県耶麻郡猪苗代町	H23.3.19	原乳	4	検出せず	検出せず
福島県大沼郡会津美里町	H23.3.19	原乳	検出せず	検出せず	検出せず
福島県大沼郡三島町	H23.3.19	原乳	検出せず	検出せず	検出せず
福島県西白河郡西郷村	H23.3.19	原乳	250	検出せず	検出せず
福島県西白河郡泉崎村	H23.3.19	原乳	120	検出せず	5.3
福島県西白河郡中島村	H23.3.19	原乳	100	検出せず	検出せず

福島県西白河郡矢吹町	H23.3.19	原乳	140	検出せず	検出せず
福島県東白川郡矢祭町	H23.3.19	原乳	100	検出せず	検出せず
福島県東白川郡楯町	H23.3.19	原乳	79	検出せず	検出せず
福島県東白川郡鮫川村	H23.3.19	原乳	75	検出せず	検出せず
福島県石川郡石川町	H23.3.19	原乳	35	検出せず	検出せず
福島県石川郡平田村	H23.3.19	原乳	110	検出せず	検出せず
福島県石川郡浅川町	H23.3.19	原乳	35	検出せず	検出せず
福島県石川郡古殿町	H23.3.19	原乳	60	検出せず	検出せず
福島県田村郡三春町	H23.3.19	原乳	36	検出せず	検出せず
福島県田村郡小野町	H23.3.19	原乳	46	検出せず	検出せず
福島県相馬郡新地町	H23.3.19	原乳	370	12	9.6
福島県相馬郡飯舘村	H23.3.19	原乳	5,260	210	210

「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標※
ヨウ素-131:300Bq/kg以上、セシウム:200Bq/kg以上、ウラン:20Bq/kg以上、
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム):1Bq/kg以上、

※食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同様。

(ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳には100 Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。)

(別添2)

分析結果

(財)日本食品分析センター 3/20 (3/16採取分)

市町村	品目		放射能濃度 (Bq/kg)
			上段: 放射性ヨウ素 下段: 放射性セシウム
北茨城市	露地	ホウレンソウ	24,000
			690
	露地	キャベツ	検出せず
			検出せず
	露地	ネギ	350
			検出せず

分析結果

(財)日本食品分析センター 3/18 (3/17採取分)

市町村	品目		放射能濃度 (Bq/kg)
			上段: 放射性ヨウ素 下段: 放射性セシウム
神栖市	ハウス	ピーマン	56
			検出せず
八千代町	露地 (トンネル)	レタス	78
			21

※3月17日採取分は、未洗浄のサンプル

(別添3)

新潟県報道資料



平成23年3月19日
福祉保健部生活衛生課

県内に流通していた農産物からは放射性物質は検出されませんでした。

厚生労働省の通達を受けて、3月18日に県内に流通していた農産物8点(葉物野菜7点、いちご1点)について新潟県が検査したところ、放射性物質は検出されませんでした。

(検査機関：県放射線監視センター)

	品目	産地	購入日	検査結果
1	ほうれん草	県内	3/18	検出されず
2	キャベツ	県内	3/18	検出されず
3	ネギ	県内	3/18	検出されず
4	いちご	県内	3/18	検出されず
5	小松菜	茨城県	3/18	検出されず
6	水菜	茨城県	3/18	検出されず
7	チンゲンサイ	群馬県	3/18	検出されず
8	ネギ	埼玉県	3/18	検出されず

この記載事項に関する問い合わせ先
新潟県福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係
直通 025-280-5206 (内線2674) 担当 橋本

平成23年3月20日
福祉保健部生活衛生課

県内に流通している農産物の放射性物質の検査結果について
(3月19日検査分)

厚生労働省の通達を受けて、3月19日に県内に流通していた農産物8点(葉物野菜7点、いちご1点)について新潟県が検査したところ、すべての農産物において暫定規制値を下回っていました。

(3月19日に購入した農産物の検査結果)

	品目	産地	検査結果(単位:ベクレル/kg)		食品衛生法の判定
			放射性ヨウ素	放射性セシウム	
1	ほうれん草	新潟県	検出されず	検出されず	適合
2	小松菜	新潟県	検出されず	検出されず	適合
3	小松菜	新潟県	検出されず	検出されず	適合
4	いちご	新潟県	検出されず	検出されず	適合
5	はくさい	茨城県	検出されず	検出されず	適合
6	大根	千葉県	検出されず	検出されず	適合
7	長ねぎ	埼玉県	150	検出されず	適合
8	いちご	栃木県	15	検出されず	適合

厚生労働省が示した暫定規制値	2000	500	

(参考) 県が実施したこれまでの検査の結果(既に公表済み)

- ・3月18日購入の農産物8点(葉物野菜7点、いちご1点) ……8点とも検出されず

この記載事項に関する問い合わせ先
 県産対策本部広報局(放射線測定データに関する相談窓口)
 電話025-282-1777

(別添4)

県調査分析結果

県環境放射線監視センター 3/20 (3/19採取分)

市町村	品 目		放射能濃度 (Bq/kg)	
			上段: 放射性ヨウ素	下段: 放射性セシウム
高萩市	ハウス	トマト	16	1
			<u>11,000</u>	<u>586</u>
	ハウス	イチゴ	3.7	5
日立市	ハウス	キュウリ	9.7	8
			440	7
鎌田市	ハウス	ミズナ	480	81
			ハウス	イチゴ
	ハウス	トマト	22	4
	ハウス	ホウレンソウ	<u>1,900</u>	<u>71</u>
行方市	ハウス	チンゲンサイ	75	39
	露地	レンコン	13	検出されず
鹿嶋市	露地	キャベツ	62	23

注: アンダーラインは、基準値を超えたもの。

農林水産省調査分析結果

(株) 農林環境技術研究所 3/20 (3/18採取分) (日立市-笠岡市)

(財) 日本食品分析センター 3/20 (3/18採取分) (守谷市-埴町)

市町村	品 目		放射能濃度 (Bq/kg)	
			上限: 放射性ヨウ素	下限: 放射性セシウム
日立市	露地	ホウレンソウ	54, 100	1, 931
			25, 200	1, 105
	露地	ホウレンソウ	19, 200	1, 040
			17, 800	908
那珂市	露地	ホウレンソウ	16, 100	911
			13, 500	966
	露地	ホウレンソウ	7, 710	407
				356
守谷市	露地	ホウレンソウ	2, 100	121
			26	検出せず
	露地	ホウレンソウ※	検出せず	検出せず
			検出せず	検出せず
	露地	ネギ	590	21
			検出せず	検出せず
古河市	露地	ホウレンソウ	4, 200	270
			30	検出せず
	露地	キャベツ	20	検出せず
			140	検出せず
埴町	露地	ネギ	120	検出せず
			検出せず	検出せず

注: アンダーラインは、基準値を超えたもの。

※ 寒さよけのため、ホウレンソウに不腐布がかかっていた。

平成23年3月20日
医薬食品局食品安全部監視安全課
企画情報課
(担当・内線) 監視安全課長 加地(2471)
大塚、今村(4241、4242)
企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話電話) 03(3598)2337、2326

報道関係者各位

食品中の放射能検査結果について(第2報) (福島原子力発電所事故関連)

・食品中の放射能検査が行われ、その結果について別添のとおり情報を入力しましたので、お知らせいたします。

○ 自治体が公表した放射能検査の結果

栃木県、東京都、群馬県より、別添1、別添2、別添3の通り、報道発表したとの連絡がありました。

別添1: 栃木県公表資料(本日20時00分公表)

別添2: 東京都公表資料(本日21時30分公表)

別添3: 群馬県公表資料(本日22時00分公表)

- [別添1](#)(PDF:52KB)
- [別添2](#)(PDF:139KB)
- [別添3](#)(PDF:63KB)

県政記者クラブ発表

資料提供
【 説 明 】
平成23年3月20日
農政部

標 題 農産物のモニタリング調査結果について

(概 要)

表題の件について、福島第一原子力発電所事故に伴い、県内農産物の安全確認を行うため、18日～20日にサンプル調査を実施し、本日その結果が判明しましたのでご報告いたします。

ほうれんそうでは、7検体で放射性ヨウ素が厚生労働省の定めた暫定規制値を上回る数値が検出され、また、5検体で放射性セシウムが同規制値を上回る数値が検出されました。

また、かき菜では、1検体で放射性ヨウ素が同規制値と同じ数値が検出されました。この結果を受けて、県では、本日、農業団体に対して「ほうれんそう」及びかき菜の出荷自粛と、既に出荷したものの自主回収を要請しました。

所管課	発 表 者		担 当 者		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	電 話
経済流通課			課長	福井逸人	2292
経営技術課			課長	安納義雄	2312
畜産振興課			課長	大根田智	2343
生活衛生課			課長	小野塚和康	3105

県産野菜及び原乳の検査結果

H23. 3. 20
栃木県農政部

(3月19日採取分) 単位:Bq/kg

No	市町村	品目	放射性セシウム	放射性ヨウ素
1	宇都宮市	ホウレンソウ	570	3,500
2	上三川町	ホウレンソウ	500	3,600
3	上三川町	ホウレンソウ	740	4,600
4	下野市	ホウレンソウ	460	3,200
5	下野市	ホウレンソウ	510	3,900
6	壬生町	ホウレンソウ	790	5,000
7	壬生町	ホウレンソウ	770	5,700
8	佐野市	かき菜	280	2,000
9	佐野市	かき菜	161	1,700
10	佐野市	かき菜	176	1,500
11	さくら市	ねぎ	27	270
12	さくら市	ねぎ	検出せず	83
13	大田原市	ねぎ	250	110
14	那須塩原市	ねぎ	17.3	72
15	那須烏山市	ねぎ	18.8	1,400

暫定規制値(野菜類) 放射性セシウム 500Bq/kg
放射性ヨウ素 2,000Bq/kg

(3月20日採取分) 単位:Bq/kg

No	地域	品目	放射性セシウム	放射性ヨウ素
1	県北①	原乳	検出せず	44
2	県北②	原乳	検出せず	57

暫定規制値(牛乳・乳製品) 放射性セシウム 200Bq/kg
放射性ヨウ素 300Bq/kg

平成23年3月20日
 福祉保健局
 産業労働局
 中央卸売市場

東京都による農畜産物中の放射能検査及び都の対応について

福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県、茨城県が農畜産物の検査を行ったところ、その一部から国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。これを受け、都は農畜産物の検査を行い必要な対応を行うことにしました。あわせて、食品の安全性を確保するために、国に対して緊急要望を実施しましたのでお知らせいたします。

1 検査結果

(1) 都内に流通している農産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都健康安全研究センター

② 検査対象品目

都内に流通する農産物 野菜7検体

③ 検査結果（詳細は別紙1）

○検査した7検体中暫定規制値を超える放射性セシウムを検出した検体はなかった。

○検査した7検体中1検体で暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出した。

検体名	生産地	放射性ヨウ素 (Bq/Kg)	
		I-131	暫定規制値
春菊	千葉県旭市	4,300	2,000

Bq(ベクレル)/kgとは、1kgの検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

(2) 都内産の農畜産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都立産業技術センター駒沢支所

② 検査対象品目

都内で生産された農畜産物 野菜4検体、原乳1検体

③ 検査結果（詳細は別紙2）

暫定規制値を超える放射性ヨウ素、放射性セシウムを検出した検体はない。

(3) 暫定規制値の考え方

暫定規制値は国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基

準をもとに、原子力安全委員会が食品の摂取量等を考慮して定めたものであり、これを上回る食品を食べた場合であっても直ちに健康に悪影響が生じるものではないとされている。(食品安全委員会Q&Aより)

2 都の対応

(1) 福祉保健局

暫定規制値を超えた1検体については、食品衛生法に基づき販売禁止、回収等の措置を行い、流通から排除する。

(2) 産業労働局

都内産農畜産物の安全性を確認するため、放射性物質の検査を実施する。

(3) 中央卸売市場

暫定規制値を超える値を検出した市町村における農畜産物(安全性の確認されたものを除く)について、出荷団体及び県に対し出荷の自粛を要請する。
あわせて、場内各卸売業者に対し、当該市町村の農畜産物の出荷の自粛を要請する。

(4) 3局合同

今回の事態を受け、原発事故による食品の放射性汚染に関する都民向け臨時相談窓口を開設

【電話番号】03-5320-4657 (平成23年3月21日から)

【受付時間】午前9時から午後6時まで

3 国に対する緊急要望(別紙3のとおり)

国の責任において以下の措置を講ずるよう、強く要請

- (1) 早急に生産地において安全確認を行い、出荷規制の対象地域や品目を決定
- (2) 国民に対する情報公表を一元化し、相談体制も強化

《問い合わせ先》

- 食品衛生法に基づく暫定規制値、都内流通農産物の放射性検査に関すること
福祉保健局健康安全部食品監視課 麻林・田崎
(連絡先) 電話:03-5320-4400、4410(直通)
34-340、34-350(内線)
- 都内産農畜産物の放射性検査に関すること
産業労働局農林水産部 岩田・平野・内田
(連絡先) 電話:03-5320-4828(岩田直通)
37-150、37-320、37-310(内線)
- 中央卸売市場における流通に関すること
中央卸売市場事業部業務課 田中
(連絡先) 電話:03-5320-5760(直通)、44-230(内線)
- 臨時相談窓口に関すること
福祉保健局健康安全部健康安全課 渡部
(連絡先) 電話:03-5320-4383(直通) 34-120(内線)

郡内に流通する農産物の放射能検査結果について

別紙1

品目	生産地	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
		ヨウ素131	放射性セシウム	暫定基準値	実測値
ホウレン草	福島県西白河郡矢吹町	70	50以下		
小松菜	福島県西白河郡矢吹町	780	50以下		
ニラ	福島県西白河郡矢吹町	71	50以下		
野菜	水菜	700	50以下	2,000	500
	白菜	50以下	50以下		
春菊	茨城県結城市	4,300	50以下		
ネギ	千葉県旭市	910	50以下		
	千葉県山武郡横芝光町		50以下		

都内産農産物の放射能検査結果について

別紙2

品目	採取場所	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
		ヨウ素 131	暫定規制値	放射能濃度 (Bq/kg)	
野菜	コマツナ (圃地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター江戸川分場 (江戸川区蓮香1-15-22)	2,000	暫定規制値	
	コマツナ (ハウス栽培)			実測値	
	ワケネギ (圃地栽培)			230	54
	ワケネギ (圃地栽培)			363	31
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (立川市富士見町3-8-1)	204	500	ND	
	農林水産振興財団 農林総合研究センター青梅庁舎 (青梅市新町6-7-1)	648		11	
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター青梅庁舎 (青梅市新町6-7-1)	300	200	ND	

注) 原乳の測定結果は、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することになっている牛乳の指標値 (100Bq/kg) を超えていない。
ND: 検出されず。

検査条件

品目	採取場所	採取日時	栽培条件等	備考
コマツナ (圃地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター江戸川分場 (江戸川区蓮香1-15-22)	3月20日 8:00	3月10日播種	防虫ネット被覆
コマツナ (ハウス栽培)		3月20日 8:00	3月19日播種	側面、つま面開放
ワケネギ (圃地栽培)		3月20日 8:00	22年6月定植	
ワケネギ (圃地栽培)		3月19日 18:00	22年5月定植	
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター青梅庁舎 (青梅市新町6-7-1)	3月19日 9:00	10農分を混合	



22 福保健食第 2723 号

平成 23 年 3 月 20 日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

東京都知事

石原 慎太郎



食品の放射能汚染状況の把握及び出荷規制対象地域の 早期設定を求める緊急要望

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、国は原子力緊急事態宣言を発出した。

以降、周辺環境から放射能が検出される状態が続いているが、福島県産の原乳、茨城県産のほうれん草について両県が検査を行ったところ、暫定規制値を大幅に上回る数値が検出されたことが、3月19日に明らかになった。

しかし、本日時点においても、検査を実施する地域、品目などは自治体の判断に委ねられているのが現状である。

このままでは高濃度に汚染された食品が流通するおそれがあるとともに、流通システムの混乱が危惧される。

こうした緊急事態にあって、食の安全は、国民の生命と健康を守る上での基本であり、国は下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 早急に、優先的に検査を行うべき地域及び品目を定め、生産地において安全確認を行うとともに、出荷規制の対象地域や品目を決定すること
2. 国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、情報公表の一元化を図るとともに、相談体制についても強化すること

平成23年3月20日

農 林 水 産 部 農 業 振 興 課 (内線 3036)

健康福祉部 食品安全課 (内線 2425)

健康福祉部 衛生食品課 (内線 2452)

放射線物質汚染に対する農産物の安全検査について

県では国の支援協力を受けて、東京電力福島第一原子力発電所から漏れた放射性物質による県内農産物の安全確認検査を行いました。3月19日に現地ほ場から農作物を採取し、本日分析を行ったところ、ほうれんそう、カキナで暫定規制値を超える結果が判明しました。

県では消費者の安全性を考慮し、本日、県内のほうれんそう、カキナの出荷について自粛を要請しました。

1 調査地域

前橋市(2)、伊勢崎市(2)、高崎市(1)、太田市(1)、明和町(1)、板倉町(1)
計 6市町 8カ所

2 調査対象作物

冬春野菜(ほうれんそう、ねぎ、カキナ、キャベツ、きゅうり)

※冬春野菜：冬から春にかけて生産・出荷される野菜。本県では中部から東部地域にかけて栽培が盛ん

3 採取日

平成23年3月19日

4 分析及び結果判明日

平成23年3月20日

5 検査結果の概要

ほうれんそうでは1キログラム当たり放射性ヨウ素が2,630ベクレル、2,080ベクレル(暫定規制値2,000ベクレル)、カキナでは放射性セシウムが555ベクレル(暫定規制値500ベクレル)でした。ねぎ、キャベツ、きゅうりは暫定規制値以下でした。

詳細は、別紙のとおり

6 分析機関

サンプリング調査結果

分析機関：(独) 農業環境技術研究所

分析日：3月20日

採取日：3月19日

市町村	品目	放射性物質の濃度 (Bq/kg)	
		放射性セシウム	放射性ヨウ素
伊勢崎市	ホウレンソウ (露地野菜)	310	<u>2,630</u>
伊勢崎市	ホウレンソウ (露地野菜)	268	<u>2,060</u>
前橋市	キャベツ (露地野菜)	2.90	1.8以下
前橋市	ネギ (露地野菜)	11.18	40.0
高崎市	カキナ (露地野菜)	<u>555</u>	1,910
太田市	ネギ (露地野菜)	11.18	81.1
明和町	キュウリ (施設野菜)	3.03	19.2
坂倉町	キュウリ (施設野菜)	7.13	57.5

※ 暫定規制値：放射性セシウム 500 Bq/kg
 放射性ヨウ素 2,000 Bq/kg

注：アンダーラインは、暫定規制値を超えたもの。

7 健康への影響

厚生労働省が策定した暫定規制値は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護のための基準をもとに、定められたものです。そのため、それを上回る食品を一過性に食した場合であっても、直ちに健康に影響を与えるものではないとされています。

○放射性ヨウ素

2,630Bq/kgのヨウ素が検出されたほうれん草を20g食べた時の人体への影響は、

$$2,630 \text{ Bq/kg} \times 20 / 1000 \times 2.2 \times 10^{-8} = 0.0015 \text{ mSv}$$

になります。

0.0015mSvの人体への影響は、胃のエックス線集団検査を1回受診した場合の人体への影響（約0.6mSv）の約460分の1です。

○放射性セシウム

355Bq/kgのセシウムが検出されたカキナを20g食べた時の人体への影響は、

$$355 \text{ Bq/kg} \times 20 / 1000 \times 1.3 \times 10^{-8} = 0.00014 \text{ mSv}$$

になります。

0.00014mSvの人体への影響は、胃のエックス線集団検査を1回受診した場合の人体への影響（約0.6mSv）の約4,350分の1です。

※ 国民健康栄養調査（平成20年）によると、ほうれん草の一日あたりの摂取量は1.8、2gである。

平成23年3月21日
医薬食品局食品安全部監視安全課
企画情報課
(担当・内線) 監視安全課長 加地(2471)
大原、今村(4241、4242)
企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話番号) 03(3595)2337、2326

報道関係者各位

食品中の放射能検査結果について (福島原子力発電所事故関連)

・食品中の放射能検査が行われ、その結果について別添のとおり情報を入手しましたので、お知らせいたします。

1 自治体が公表した放射能検査の結果

長野県、千葉県より、別添1、別添2の通り、報道発表したとの連絡がありました。

別添1:長野県公表資料(茨城県産ほうれんそう)(本日16時00分公表)

別添2:千葉県公表資料(本日16時30分公表)

2 緊急時モニタリングの検査結果について(福島県産原乳)

福島県での緊急時モニタリングにおける検査結果の情報(別添3)を入手いたしました。

3 農林水産省による検査の結果について(福島県産原乳)

農林水産省による検査の結果(別添4)を入手いたしました。

◦ [\(別添1\)\(PDF:47KB\)](#)

◦ [\(別添2\)\(PDF:20KB\)](#)

◦ [\(別添3\)\(PDF:56KB\)](#)

◦ [\(別添4\)\(PDF:61KB\)](#)



長野県(健康福祉部)プレスリリース 平成23年(2011年)3月21日

本県に入荷した茨城県産のハウレンソウを検査したところ、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出されましたが、ただちに健康に影響することのない値でした

3月19日に県内の青果卸売市場に入荷した茨城県産ハウレンソウ2検体を検査したところ、1検体から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出されました。暫定規制値を超えて放射能が検出されたハウレンソウは、卸売業者から出荷されておらず、小売店等で販売されることはありません。また、18日以前に入荷した茨城県産ハウレンソウについても主要小売店では撤去済みであることを確認しました。

なお、この検査は、食品の安全性を確認するため、本県独自に実施したものです。

検査結果

検体	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム	産地	収去場所
ハウレンソウ (ハウス)	1,500 Bq/kg	26 Bq/kg	茨城県鉾田市	長野市
ハウレンソウ (ハウス)	4,100 Bq/kg	46 Bq/kg	茨城県鉾田市	上田市

※下線は、暫定規制値を超えたもの

暫定規制値 放射性ヨウ素 (I-131) 2,000Bq/kg

放射性セシウム 500Bq/kg

検査機関：長野県環境保全研究所

放射能とは、放射性物質が放射線を出す能力のことで、単位はBq(ベクレル)で表されます。

放射能が人体に与える影響度は、Sv(シーベルト)という単位で表されます。

今回、検出された放射能の値4,100Bq/kgを人体に与える影響度に換算すると0.090uSv/kgとなります。この値は、仮にこのハウレンソウ500g(約2束分)を、洗わずに生で食べたとしても胸部エックス線検診検査を1回受けた場合の影響度と同程度であり、健康に影響することのない値です。

なお、茨城県産ハウレンソウについては既に出荷が規制されており、今後の流通はありません。家庭で保管しているハウレンソウについて心配がある場合は、県庁食品・生活衛生課又はお近くの保健所までご相談ください。

東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性については、食品安全委員会ホームページをご覧ください。http://www.fsc.go.jp/sonota/energ/energ_ganshiro_20110316.pdf

県産農作物の放射能モニタリング検査結果について

平成23年3月21日
千葉県農林水産部安全農業推進課
電話：043-223-3080

県では、東京電力福島原子力第一発電所の事故に関連して、県内農作物の安全確認を行うため、農林水産省の協力を得ながら、放射能モニタリング検査を行いましたので、その結果についてお知らせします。

今回分析した野田市のほうれんそうは、暫定規制値以下でした。

○分析結果

分析機関：(独)農業環境技術研究所

単位：ベクレル/kg 注)

No.	採取日	品目	栽培地	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム (134と137の合計)	分析結果
1	3月20日	ほうれんそう (露地)	野田市	1,410	195.7	暫定規制値以下

暫定規制値(野菜類)

放射性ヨウ素：2,000ベクレル/kg

放射性セシウム：500ベクレル/kg

注) ベクレル：放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。

緊急時モニタリング検査結果について(福島県川俣町・原乳)

場所	採取日時	試料の種類	測定結果	
			ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)
川俣町	H23.3.20	原乳	57	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	55	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	150	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	58	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	150	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	100	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	530	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	3270	9.5
川俣町	H23.3.20	原乳	650	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	390	ND
川俣町	H23.3.20	原乳	3300	9.0
川俣町	H23.3.20	原乳	360	ND
				セシウム-137 (Bq/kg)
				ND
				ND
				ND
				ND
				ND
				ND
				ND
				ND
				8.7
				5.9
				5.7
				11
				ND

〔原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)〕飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標※
 ヨウ素-131:300Bq/kg以上、セシウム:200Bq/kg以上、ウラン:20Bq/kg以上、
 プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム):1Bq/kg以上、

※食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同値。
 (ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳には100 Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。)

農林水産省による検査の結果について(福島県西郷村・原乳)

別添4

場所	採取日時	試料の種類	測定結果		
			ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)
西郷村	H23.3.20	原乳	35	ND	ND

「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標※
 ヨウ素-131:300Bq/kg以上、セシウム:200Bq/kg以上、ウラン:20Bq/kg以上、
 プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム):1Bq/kg以上、

※食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同様。

(ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳には100 Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。)



平成23年3月21日
医薬食品局食品安全部監視安全課
企画情報課
(担当・内線) 監視安全課長 加地(2471)
大原、今村(4241、4242)
企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話電話) 03(3595)2337、2326

報道関係者各位

食品中の放射性物質の検査結果について(第2報) (福島原子力発電所事故関連)

・食品中の放射性物質の検査が行われ、その結果について別添のとおり情報を入手しましたので、お知らせいたします。

○ 自治体が公表した放射性物質び検査結果

埼玉県、新潟県、茨城県より、別添1、別添2、別添3のとおり、報道発表したとの連絡がありました。

別添1:埼玉県公表資料(本日16時30分公表)

別添2:新潟県公表資料(茨城県産はくさい、埼玉県産長ねぎ、栃木県産いちごを含む)
(本日17時00分公表)

別添3:茨城県公表資料(本日18時50分公表)

- [\(別添1\)\(PDF:35KB\)](#)
- [\(別添2\)\(PDF:27KB\)](#)
- [\(別添3\)\(PDF:23KB\)](#)

埼玉県

＜報道発表資料＞

平成23年3月21日

農林施策

放射線物質の農産物への影響調査について

埼玉県は、国の協力を得て、東京電力福島第一原子力発電所から離れた放射性物質の農産物への影響調査を実施しました。3月20日に現地ほ場から農作物を採取し分析を行ったところ、本日、全ての試料で暫定規制値を下回る結果が出ました。

埼玉県では、放射性物質の農産物への影響を引き続き調査してまいります。

1 調査地域

熊谷市、関谷市、本庄市

2 調査対象作物

ホウレンソウ 5検体

3 採取日

平成23年3月20日

4 結果判明日

平成23年3月21日

5 調査結果の概要

ホウレンソウ1キログラム当たりで放射性ヨウ素が570～1,900ベクレル（暫定規制値2,000ベクレル）、放射性セシウムが23～89ベクレル（暫定規制値500ベクレル）でした。

詳細は下記の表のとおりです。

6 分析機関

財団法人 日本食品分析センター多摩研究所
(東京都多摩市永山)

<調査結果>

分析機関：財団法人 日本食品分析センター多摩研究所

採取日：平成23年3月20日

分析日：平成23年3月21日

市町村	品目	放射性物質の濃度 (Bq/kg)		
		放射性ヨウ素	放射性セシウム134	放射性セシウム137
熊谷市	ホウレンソウ (露地)	1,900	8.4	8.9
熊谷市	ホウレンソウ (露地)	1,300	4.7	6.1
深谷市	ホウレンソウ (露地)	1,300	7.3	6.6
本庄市	ホウレンソウ (ハウス)	570	2.7	3.3
本庄市	ホウレンソウ (ハウス)	900	2.5	3.0
暫定規制値	野菜※	2,000	500	

※ 根菜類、芋類を除く

平成23年3月21日
 災害対策本部広報局

 県内に流通している農産物の放射性物質の検査結果について
 (3月20日検査分)

厚生労働省の通知を受けて、3月20日に県内に流通していた農産物6点について新潟県が検査したところ、すべての農産物において暫定規制値を下回っていました。

(検査機関：県放射線監視センター)

(3月20日検査分の結果)

	品目	産地	検査結果 (単位: ベクレル/kg)		食品衛生法の判定
			放射性ヨウ素	放射性セシウム	
1	ほうれん草	新潟県	検出されず	検出されず	適合
2	小松菜	新潟県	検出されず	検出されず	適合
3	いちご	新潟県	検出されず	検出されず	適合
4	はくさい	茨城県	検出されず	検出されず	適合
5	長ねぎ	埼玉県	2.6	検出されず	適合
6	いちご	栃木県	9.6	検出されず	適合

厚生労働省が示した暫定規制値	2000	500	
----------------	------	-----	--

(参考) 県が実施したこれまでの検査の結果 (既に公表済み)

- ・3月18日検査: 農産物8点 (葉物野菜7、いちご1) …すべて検出されず
- ・3月19日検査: 農産物8点 (葉物野菜5、いちご2、大根1)

…すべて暫定規制値未満

この記載事項に関する問い合わせ先
 災害対策本部広報局 (放射線測定データに関する相談窓口)
 電話025-282-1777

県内で搾乳された乳（原乳）の放射能調査結果について

厚生労働省の通達を受けて、3月20日に県内で搾乳された原乳（4検体）について新潟県が検査したところ、放射性物質は検出されませんでした。

この記載事項に関する問い合わせ先

災害対策本部 広報局

（直通）025-282-1777 （内線）6626～6630

お問い合わせ時間 8時30分から21時まで

県調査分析結果

県環境放射線監視センター 3/21 (3/20 採取分)

市町村	品目		放射能濃度 (Bq/kg)	
			上段: 放射性ヨウ素	下段: 放射性セシウム
茨城町	ハウス	ホウレンソウ	4,100	96
			25	検出せず
行方市	ハウス	大葉	770	135
			460	28
	ハウス	切りミツバ	13	2
つくばみらい市	ハウス	トマト	2,300	105
つくば市	ハウス	ホウレンソウ	18	23
			1,600	125
	露地 (トンネル)	ハクサイ	19	11
八千代町	ハウス	ホウレンソウ	16	9
			検出せず	検出せず
	露地 (トンネル)	レタス	9	5
坂東市	ハウス	セルリー	検出せず	検出せず
			検出せず	検出せず
土浦市	露地	レンコン	9	5
桜川市	ハウス	小玉スイカ	9	5
			9	5

注: アンダーラインは、基準値を超えたもの。

市町村	品目		放射能濃度 (Bq/kg)	
			上段: 放射性ヨウ素	下段: 放射性セシウム
北茨城市		揚げかまぼこ	検出せず	検出せず
			検出せず	検出せず
			検出せず	4
		シラス干し		